イ　一般職試験名簿からの採用状況

一般職試験（大卒程度試験）名簿からの令和７年度の採用者数は3,582人となっており、令和６年度における一般職試験（大卒程度試験）名簿からの採用者数と比べると24人減少している。

また、2024年度一般職試験（高卒者試験）名簿からの採用者数は1,413人であり、2023年度一般職試験（高卒者試験）名簿からの採用者数と比べると185人減少している。

⑵　総合職試験相当の試験又は一般職試験相当の試験による採用

特許庁で採用する意匠学や農林水産省及び厚生労働省で採用する獣医学等の専門的知識又は技術を必要とする官職については、採用予定数が少ないこと等から採用試験は行っていないが、選考の一形態として総合職試験相当の試験又は一般職試験相当の試験を行っている。試験の内容及び方法は、総合職試験又は一般職試験とほぼ同様であり、人事院は、基礎能力試験問題の提供、専門試験問題の作成指導等の援助を行っている。

2025年度においては、総合職試験（院卒者試験）相当の試験として獣医学区分、総合職試験（大卒程度試験）相当の試験として意匠学区分、一般職試験（大卒程度試験）相当の試験として畜産、水産、船舶工学及び原子力工学の４区分について実施した。

なお、2024年度に実施した総合職試験（院卒者試験）相当の試験により採用された者は20人、総合職試験（大卒程度試験）相当の試験により採用された者は４人、一般職試験（大卒程度試験）相当の試験により採用された者は52人となっている。

2　「一般職の国家公務員の任用状況調査」の実施

人事院では、一般職の国家公務員の任用実態を把握し、今後の任用施策等人事行政全般の検討に資するため、「一般職の国家公務員の任用状況調査」（以下「任用状況調査」という。）を毎年実施している。令和７年度における任用状況調査は、令和６年度に在職した一般職の国家公務員を対象として実施した。

⑴　在職状況

令和７年１月15日現在の一般職の職員（休職者、専従休職者、国際機関等派遣職員、交流派遣職員、育児休業職員及び再任用フルタイム勤務職員を含み、検察官、臨時的任用の職員、常勤労務者及び非常勤職員を除く。）の在職者数（同日付けで辞職した者を除く。）は286,609人であり、前年と比べ1,243人の増加となっている。

このうち、給与法適用職員は277,036人（前年比1,317人増）、行政執行法人職員は6,980人（前年比80人減）となっている。

また、在職者を男女別に見ると、男性は215,594人、女性は71,015人であり、その構成比は男性75.2％、女性24.8％となっている。

在職者のうち、採用試験により採用された者（以下「試験任用者」という。）の総数は240,419人（男性180,410人、女性60,009人）である。これを試験の種類別に見ると、総合職試験（院卒者試験）による者は2,315人（試験任用者全体の1.0％）、総合職試験（大卒程度試験）による者は4,249人（同1.8％）、一般職試験（大卒程度試験）による者は31,422人（同13.1％）、一般職試験（高卒者試験）による者は11,353人（同4.7％）、一般職試験（社会人試験（係員級））による者は310人（同0.1％）、専門職試験（大卒程度試験）による者は19,186人（同8.0％）、専門職試験（高卒程度試験）による者は19,479人（同8.1％）、経験者採用試験による者は1,425人（同0.6％）、Ⅰ種試験及びこれに相当する試験による者は9,919人（同4.1％）、Ⅱ種試験及びこれに相当する試験による者は45,660人（同19.0％）、Ⅲ種試験及びこれに相当する試験による者は78,610人（同32.7％）、上級乙種試験及びこれに相当する試験による者は16,379人（同6.8％）、中級試験及びこれに相当する試験による者は112人（同0.0％）となっている。在職者総数に対する試験任用者の割合は83.9％であり、前年度に比べ0.3ポイント高くなっている。

また、給与法適用職員のうち、試験採用を行っている俸給表の適用職員について試験任用者の割合を見ると、在職者が最も多い行政職俸給表（一）では88.5％で、前年度に比べ0.2ポイント低くなっている。

その他の俸給表における試験任用者の割合は、専門行政職俸給表70.5％、税務職俸給表96.3％、公安職俸給表（一）74.2％、公安職俸給表（二）89.8％、研究職俸給表35.3％となっている。

⑵　採用状況

令和６年度における採用者総数は、20,724人（男性13,774人、女性6,950人）であり、令和５年度に比べ2,591人減少（男性2,431人、女性160人）している。採用者総数のうち、試験採用者は10,050人、選考採用等試験採用以外の採用者は10,674人（うち、再任用411人、任期付採用3,053人、特別職職員、地方公務員、行政執行法人職員以外の独立行政法人職員、国立大学法人職員又は大学共同利用機関法人職員及び公庫、公団又は事業団等職員（特・地・公等）からの人事交流による採用5,051人、国の機関におけるその他の選考採用2,040人、行政執行法人におけるその他の選考採用119人）となっている。

最近５年間の採用者総数を男女別構成比で見ると、女性の割合は徐々に増加しており、令和６年度は33.5％で、前年度に比べ3.0ポイント高くなっている。

令和６年度の試験採用者を採用試験の種類別で見ると、総合職試験（院卒者試験）による者は260人（試験採用者全体の2.6％）、総合職試験（大卒程度試験）による者は539人（同5.4％）、一般職試験（大卒程度試験）による者は3,607人（同35.9％）、一般職試験（高卒者試験）による者は1,605人（同16.0％）、一般職試験（社会人試験（係員級））による者は26人（同0.3％）、専門職試験（大卒程度試験）による者は1,716人（同17.1％）、専門職試験（高卒程度試験）による者は2,188人（同21.8％）、経験者採用試験による者は109人（同1.1％）となっている。給与法適用職員について見ると、試験採用者は9,971人となっている。

⑶　離職状況

離職とは、職員が職員としての身分を失うことをいい、定年退職、辞職（人事交流によるものを含む。）、免職、失職等である。

令和６年度の離職者総数は22,749人であり、前年度に比べ3,314人増加している。このうち、給与法適用職員は21,404人（前年度比2,996人増）、行政執行法人職員は533人（同235人増）となっている。

離職率（令和６年１月15日現在の在職者数に対する令和６年度中の離職者数の割合）は、給与法適用職員で7.8％、行政執行法人職員で7.5％、全職員で8.0％となっている。

3　特定官職（本府省の課長等）への任命等

本府省の課長相当以上の官職及び地方支分部局、施設等機関等のこれと同等の官職並びに行政執行法人の官職のうち人事院の定める官職（以下「特定官職」という。）に昇任、採用、配置換等を行う場合には、その職責の高さに鑑み、情実人事を求める圧力や働きかけその他の不当な影響を受けることなく、公正に任用が行われる必要があるため、職務遂行に必要な知識、経験、管理・監督能力等の有無を、経歴評定、人事評価の結果、その他客観的な判定方法により、公正に検証しなければならない。なお、特定官職のうち内閣による人事管理の一元化の対象となる官職以外のものに選考採用する場合等には、あらかじめ人事院と協議することとされている。

また、特定官職への採用、昇任等を行った場合（人事院にあらかじめ協議した場合を除く。）には、任命権者はその旨を人事院に報告することとされている。

人事院が定める特定官職の総数は、令和８年３月31日現在2,623あり、令和７年度中における特定官職への採用、昇任等に係る各府省からの報告は617人、協議はなかった。その内訳について、人事院ホームページ上で公表した。

4　幹部職員人事の一元管理

「幹部職員の任用等に関する政令」（平成26年政令第191号）において、国家公務員でない者を採用する際の適格性審査に際し、「人事行政に関し高度の知見又は豊富な経験を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者の意見を聴くものとする」と規定されており、このような枠組みの下、内閣官房長官より、公務外からの採用者に関して、上記に該当する者として人事院人事官に見解を求められ、令和７年度においては２件について人事官が意見を述べた。